

風土記に就て

宮中顧問官
醫學博士

井上通泰

風土記について、自分の若干研究したところを述べたいと思ふが、その前に先づ、風土記はいつ頃にできたものであるかを明かにして置く必要がある。風土記ができたのは、元明天皇和銅六年の詔に由つたものであるが、其の詔の文は『續日本紀』に奉掲されてある。即ち

和銅六年五月制畿内七道諸國郡郷名著好字又其郡内所生銀銅彩色草木禽獸魚蟲等物具錄色目及土地沃墾山川原野名號所由又古老傳回聞異事載于史籍言上

とあるのが其の全文であつて、斯かる詔旨を奉じて、次々に風土記を作つて諸國から差出した事と思はれる。

我が日本は六十六國二島といふが、當時はまだ六十二國三島であつた。それが段々に改まつて、六十六國二島となつたのは、淳和天皇の天長元年以後である。そこで、それ等の國々では何れも御沙汰に従つて次々に奉つた事と察せられるのであるが、當時の風土記で今残つてゐるのは、僅に常陸・播磨・出雲・豊後・肥前の五箇國のみであつて、それも

多くは完本でない。其の中で出雲風土記だけは、若干の遺脱はあつても比較的完全に近いと云へるが、播磨は十二郡の中で、明石・赤穂の三郡が缺け、常陸・豊後・肥前の三風土記に至つては、何れも皆略本である。これは甚だ残念な事であるから、何處かに若干の誤があつてもよいから完本が残つてゐないかと思つて、調べて見たが無い。偶々在ればそれは近世に出來た偽書である。京都では或る學者が、同地の舊家で代々持ち傳へてゐたといふ肥前風土記の古寫本を得て秘藏されてゐたのを、先年影印本にされた。余も其の一本を贈られたが、これは確に古いもので、書風から推しても確に吉野朝時代以前或は鎌倉時代の書寫ではないかとも推察される。併しそれもやはり略本である。すると肥前風土記が略本になつたのは相當古い事で、従つて豊後風土記なども、完本が出て來る機會は殆どあるまいかと思はれる。

斯ういふ次第で、とにかく五國の風土記だけは辛うじて残つてゐるが、それ等も脱落本或は節略本であつて、完本ではないのである。

諸國風土記の今に残つてゐるものが何故に斯く少いか。出雲風土記なども詔の出た和銅六年から十七八年も後に撰進されてゐるのであるから、當時總ての國々が皆奉つたかどうかとも疑問であるが、先づ大部分は詔に應じて出したものとする、それが残つてゐないのは散逸の結果であると見る外はない。ところが其の事は余の單なる推測ではないのであつて、『類聚符宣抄』(第六)などに出てゐる延長三年十二月十四日の太政官符を見ると、

五畿七道諸國司廳早速勘進風土記事 右如聞諸國可有風土記文、今被左大臣宣、偶、宜仰國掌令勘進之、若無國底探求部内尋問古老早速言上云々 延長三年十二月十四日

とある。すると既に延長の頃には、朝廷で大部分の風土記が失はれてゐたのであつて、散佚は古い事である。此の延長

の官符は從來誤解されてゐて、新に作つて奉れよとの命令であると見てゐるが、符文を仔細に味はつて讀んでみると、その様な意味は少しも含まれてゐない。其の證據は幾許でもあるが、簡単な理由を云ふと、若しも新に撰進せよとの趣意であるならば、和銅六年の詔と同じく斯々の事を書いて奉れとあるべき筈であるのに、若し國底に無くば部内を探し求めて言上せよとある。これが何よりの明證であつて、決して新規に撰進せよとは命ぜられてゐないのである。故に從來學者が風土記の逸文を發見すると、和銅が然らずんば延長のものであると定めてかゝつたのは、根本からの大きな誤であつて、官符の本旨は、前に獻進された風土記が朝廷には無くなつてゐるから、控があれば奉れよとの副本捜査命令であると余は解釋する。只こゝで邪魔になるのは、「早速勘進風土記事」とある勘進の二字であるが、それは校合であつて勘造の意味ではないと考へる。

但し此の延長の官符の中には注意すべき一事がある。それは風土記といふ文字が此の時初めて見えてゐる事であつて、和銅六年の制には其の名が現れてゐないのである。或は和銅の時既に風土記といふ名ものを撰進させるといふ考へがあつたかも知れないが、とにかく延長の頃には斯かる名の存したことが明かに知られるのである。

二

轉じて次に、風土記を作るといふ事は和漢に先例があるかどうかと云ふと、晉の周處が風土記を著した事が傳へられてゐる。これは既に支那でも無くなつて僅に斷簡が残つてゐるに過ぎないが、それを見ると我が國の風土記とは全く内容を異にし、色々各地の珍しい話を書き留めた地理的隨筆様のものである。支那では偽物を作ることが盛で、頗る其の

技術に長じてゐるから、周處の風土記斷簡も果して眞物か否かを斷ぜられないが、とにかく地理的隨筆であつたのは事實らしい。故に其の内容は異なつてゐるが、彼我何れも諸國の事を書いたものであるといふ點で朝廷で附けられたか、或は後に誰言ふとなしに附けたか、何れにしても周處の風土記に倣うたものであらう。

さて以上に述べた五國の風土記は、いつ頃に出來たか、其の成立年代を調べて見ると、完全にわかるのは出雲風土記だけである。それは卷末に「天平五年二月卅日勘造」とあるのでハッキリとわかるのであるが、他の四風土記には勘造の日附がないので判然しない。そこで、然らば四風土記については一切それを知るよすががないかと云ふと、幸な事に間接ながら時代の決定できる資料がある。我が國上代の行政地域の定め方を見ると、最上位が國であつて、國の下に郡があり、郡の下は里、里の下は村であつた。ところが靈龜元年の式に依つて里を改めて郷とした。そして同時に又、村を改めて里とした。靈龜は元正天皇の御代の元號であつて、和銅の直ぐ次であるが、此の「改_レ里爲_レ郷」といふ事を標準にして四風土記を調べて見ると、略ぼ其の時代が分るのである。即ち播磨・常陸の二風土記は共に里・村。肥前風土記と豊後風土記は郷・里である。そこで前二者は靈龜元年以前、遅くとも詔のあつた翌年の和銅七年頃のもの、後の二風土記は郷の名が出てゐるから靈龜元年以後のものであらう、と見當が附くのである。併し只以後のものであると云つただけでは漠然としてゐるから、下の境目を立てねばならぬ。そこで更に細かく研究して見ると、肥前・豊後の二國風土記の説が日本紀に取られてゐるばかりでなく、中には文章まで其の儘取られてゐる。その例を一々こゝに擧げてはゐられないが、例へば豊後風土記の一節が日本紀に出てゐる事は、既に早くから知られてゐる事である。その他豊後・肥前兩風土記共に、逸文として残つてゐる部分も多く日本紀に採られてゐる。或は風土記の方が日本紀の記事を取つた

のであらうとの説を立てる者もあるが、研究して見ると逆であつて、斷じて風土記の方が本である。すると兩風土記の作成の時代は、結局靈龜以後日本紀奏上以前といふ所へ落ちついて来る。日本紀の奏上は養老四年であるから、それより以前で靈龜以後とすると、其の間三四年ばかりのうちに出来た事がわかるのである。

ところが中には一知半解の研究者があつて、豊後風土記の箋釋を作り、その中で肥前風土記は古いものでない、早くとも鎌倉以前のものでない、と論じてゐるが、此の説は斷じて誤である。平安朝中期以後に偽造したとすれば、到底あれ程までに委しく上代の地理を調べて書けるものではない、又あの様な文章を書けるものではない。やはり靈龜以後、養老四年以前と見るのが確である。

次に風土記の記載内容はどうして調査したか、又其の編纂手續はどうであつたかと云ふに、先づ出雲では各郡の郡司が方法を立て、調査編述したものを國衙に提出して、それを國衙で撰定したものらしい。ところが九州では之と趣を異にして、九國三島を支配する太宰府で能文の士が一手で撰定したものである。若しも國衙で作つたものならば、文體・筆致共に皆國々で異なるべき筈であるのに肥前風土記と豊後風土記とを比照して見ると、文辭から筆つきまで互に酷似してゐる。他の逸文などを参考して見ても、九國三島の各風土記は一人の手で撰定されたことが知られるのである。

即ち是等の事實から考へても、同じく九國の風土記の中で、豊後風土記と肥前風土記とが時を異にして出たとは信ぜられない。豊後を擧げて肥前を貶すのは自分が箋釋を作つた關係で一種の最負するのであらうが、大きな誤である。なほ甚だしきに至つては、二三年前に、播磨風土記をさへ後世のものだと云つた學者がある。まだ直接其の論文は見えないが、今少し研究を積んでから意見を述べたが可からうと思ふ。

三

以上に述べたやうに、現今残つてゐる風土記は、出雲・常陸・播磨・豊後・肥前の五風土記だけで、其の他は逸文であるが、此の五風土記と逸文との中間を取るものに日本總國風土記と云ふものがあつて、今も猶行はれてゐる。それです時とすると、其の記述を引用してゐる人を見受けるが、これは近世の學者の信用しないもので、全くの偽物である。嘗て中御門天皇の御代、享保年間に徳川幕府から諸藩への命令で、民間に埋没してゐる古書を搜索して差出させた。その時幕命に應じて諸藩から提供した物の中に此の總國風土記があつたのを、係の者が一見して、偽物であるとして突返した。既に享保年間に學者出身の役人が偽書と確認したものを現代の者が眞書と誤認して引用するのは耻づかしい事である。出來たのは恐らく、東山天皇の御代の初め頃であらうか、其の事は早く中山信名などが研究して發表してゐる。其の外、丹後風土記の殘缺といふものが、幕末に出てゐる。これ亦一知半解の人が偽作したものであることは一見してわかるが、それが一時評判になつた。傳へられる所によると、鈴鹿連胤が発見したのを、白川家の六人部是香が借りて寫し、註釋を付けて出したものと云ふ事で、ツイ近頃それが印刷刊行された。少し研究すれば直ぐ馬鹿々々しいものである事に氣がつく。其の作者が誰であるかについては、偽撰考の作者村岡良弼が、明かに偽書であることを論じた後に、「これ或は連胤是香二氏等が爲にする所ありて擬定せしものにあらぬか」と疑うてゐる。事實誰の偽作であるかは知らぬが、とにかく風土記に關して一通り纏まつた知識を持つてゐる者が偽作して、それを一知半解の淺薄な研究家が批定したものと云ふ外はない。

さういふわけで、殘闕風土記の類が多く信用せられないものであるとすると、五風土記以外に信すべきものは逸文だけであると云ふ事になる。逸文は固より斷簡的であつて、多くは數百字乃至千字位の短いものである、それを最も多く載せてゐるのは、釋日本紀と仙覺の萬葉集抄との二つがある。仙覺抄は原文であるが、今一つ鎌倉時代に出来た塵袋といふものにも風土記の逸文が載つてゐる。塵袋抄に引いてゐるのは其の塵袋からであるが、後に此の二書を入れ子にして塵添塵袋抄と云つた。これは相當廣く行はれた書物であるから諸方に引かれてゐるが、中には往々誤字らしいものがある。其の根原の書である塵袋は現に博物館に残つてゐる。先年文部省の屬官が騰寫版で印刷して有志に頒つたが、昨年これを又正宗敦夫が寫真に撮り直して、古典全集中の一冊として出した。此の方は寫真だから大分見易くなつてゐる。これは鈴鹿連胤以外一見者の無かつたもので、それを原本の儘の姿で誰でも見られるやうになつたのは結構であるが、只惜しい事には、大部分が和文に書きこなしてあつて、而も大意の抄略であるから餘り確な參考にならぬ。それがどの位たよりないものかといふ事の一例を試に出すと、比沼眞名井の處である。同じ事を書いた文が、北畠親房の元々集、更に其れよりも少し前に卜部兼文が書いた古事記裏書に出てゐるが、それを塵袋の文と對照して見れば、誰にでも直ぐに其の比較價值が分る。要するに塵袋の風土記逸文は、「無いよりはマシ」程度のものである。その外には由阿の『詞林采葉集』の中に幾許か逸文が引かれてゐるが、これは信頼のできぬもので、恐らく偽作ではないかと思はれる。

さう云ふ次第で、風土記の逸文を一人の力で集めると云ふ事は中々困難であるが、元祿時代から集め初めて、其の後

に得たものを漸次に附け添へて行つたのが段々多くなつて、それが遂に集大成されたのが栗田寛博士の『纂訂古風土記逸文』である。正宗敦夫の古典全集でも先年『採集古風土記』を出した。是等に採られてゐるものの外にも、なほ若干の逸文があるかと思ふが、新規発見は容易な事でない。此の頃國學院雜誌に一二新発見の報告が出てゐるが、余の発見も今の處唯一つしかならう。

それで、栗田博士の『纂訂古風土記逸文』が、現在では廣く行はれてゐるわけであつて、其の功勞は誠に讃稱すべきであるが、それも段々調べて見ると中には随分杜撰な點があつて、學者の使用には堪へない憾がある。

全體逸文とは如何なるものかを定義的に言ふと、第一にそれは日本書紀に引用されてゐる事であつて、それで無ければ大きな價値はない。次には文體の古い事である。これは主觀的な問題で、例へば鎌倉時代のものと云はれてゐるのが實は更にそれよりも古い事がある。故に輕々に斷することは出来ないが、仔細に見れば大體の見當はつくのであつて、二百年も三百年も誤るといふ事は先づない。但し茲に注意すべき事は、風土記の文體は一定してゐないで國々で皆違ふといふ事である。尤も前にも云つた通り九州だけは一定してゐるが、其の他の諸國は各々皆書き方が異なつてゐるのである。例へば純粹な漢文體の物もあれば、國文に漢文を埋めたものもあり、又、古事記に近いもの、日本紀に近いもの等様々である。其の他出雲風土記などには四六駢體のものもある。故に只文體が違ふといふだけで、逸文の眞偽は定められない。

次に注意せねばならぬのは、同じく風土記と名が附いてゐても、それは和銅の詔に出てゐる内容のものとは違つて、後には單に地誌の意味に使はれてゐる事である。例へば鹿袋の卷三及卷十には菅清公卿尾州記又は菅清公記と稱するも

のがあつて、これも風土記と呼ばれてゐる。即ち大江匡衡の江季部集に出てゐる冬日於三州廟賦の小序には「昔西曹始祖菅京兆行縣邑以注風土記」として、菅原清公が尾張介在任中に風土記即ち尾州記を作つた事を云うてゐるのである。故に古書に「風土記曰」と書いてあつても、それは必ずしも我々の所謂風土記の逸文であるとは斷ぜられないのである。

それから又、なほ次に注意せねばならぬのは、西海道の風土記には少くとも甲・乙・丙三種類の本がある事である。流布本の風土記を假に甲本と云ふならば、その後に出て來た逸文は乙本である。ところが其の乙本を栗田博士の纂訂古風土記逸文には甲本と一緒に加へ集めてゐる。これは大きな誤であつて、乙本即ち逸文の方は文體も流布本より漢臭い。流布本には當時の制に従うて郡と云うてゐるのに、逸文には西土の地理志に擬して縣と云うてゐる。又、東西南北を乾坤巽艮とある。故に明かに區別がつく。何が爲に乙本が出來たかと云ふと、恐らくそれは朝鮮影響であらうと推定される。而も其の新しい方の乙本も、さほど後代のものではなく奈良朝時代のものである。其の一證例を挙げると、それ程漢臭いのに奈良朝以後のものならば宣化天皇とあるべき管の處を檜前天皇と記してゐる。それで乙本は奈良朝時代、まだ御謚號の制度が定まらぬ前に出來たものであることがわかる。勿論甲本と比べて云ふならば、確に後であるが、奈良朝も餘り末に迫らぬ時代のものである。

五

さて前には纂訂古風土記逸文が杜撰なものである事を一言したが、あの本に寛載されてゐる逸文の中で、西海道では

廣幡八幡宮と與止姫神社、山陰道では因幡の武内宿禰の文は、何れも後のものである。假令漢風の御謚號が書き込んであつても、平安朝初期のものならば、まだ古いと云へるが、右に擧げたのは今から千年以前のものではない。次に又纂訂古風土記逸文の中には奥羽の名所を書いたものを入れてゐるが、これは後代に風土記といふ語の意味が變つた事を知らずにした事である。前に地誌が風土記と呼ばれた例を述べたが、大嘗會の悠紀主基の歌を作るについて其の地方の名所の名を書いて出すものをまで後には風土記といひ、地名附をも風土記と稱するやうになつた。これは近く孝明天皇の御代頃まで實例のあつた事である。是等後代に意味の變つた風土記の記事までも混入してゐるのは無論宜しくない。

次に又纂訂古風土記逸文には、偽作のものが入つてゐる。備後の疫隈社の記事の如きも、一通り調べたなら直ぐ偽作と分る新しいものである。時代は平安朝末期か鎌倉初期であらう。とにかくあの一節だけは確に偽作であつて、それどう云ふ者が作つたのか略ぼ見當が附くのである。淡路の鹿子湊も眞赤な似せ物である。あれは日本紀の應神天皇十三年の末條に細字で「一日」とあるのを燒き直したものである。然らば淡路風土記の逸文はないのかと云ふと在る、確に在る。即ちあの「一日」とあるのが其の逸文である。それを風土記曰と書き入れないのは、日本紀の撰者が書き直して出してゐるからである。風土記の文が日本紀に多く取られてゐる事は前にも述べたがそれは明かな證據のある事で、双方の文を注意して読んで見れば直ぐ氣のつく事である。例へば美濃國の喪山の記事などは風土記から取つたのである。又、神武紀の母木邑の大樹の話なども、やはり原本は風土記である。其外にも風土記から取られたに相違ないものが多くあるが、風土記曰とはなく、又、文章も書き直されてゐる。さういふものを漏らして、眞赤な似せ物を載せてゐるやうでは、眞の逸文風土記とは云へない。故にあれだけの集大成をされた博士の恩恵は感謝すべきであるが、其の儘引用

すると非常な誤に陥る虞がある。一方には古風土記の傳のしのばれるものも少からずあるが、又明かに後世の僞作と思はれるものも混入してゐるから、注意してそれを見わけることが肝要であらう。

それから更に今一つ纂訂古風土記逸文には、聖徳太子が伊豫の湯岡に行かれて碑を立て碑文を録せられた、其の碑文は日本最古の金石文であるから是非探し出さねばならぬとして、見當を附けた處を書き出してゐる。どうも義安寺の藥師堂が怪しいと色々穿鑿してゐるやうだが、あの碑文は僞作でないまでも甚だ疑はしいものであると云つてよからう。所謂逸文を見ると、碑文に接続してむつかしい文章があつて其の次に「碑文記云」と書かれてゐるが、疑はしいのは、其の時の太子の伊豫行啓が日本紀には記されてゐない事である。これが單なる傳説ならば其れまであるが、碑文が儼然として残り、殊に法興六年十月歳在丙辰と明記されてゐる以上、事實ならば必ず書かなければならないのにそれが一言半句も書かれてゐない。或は脱文であるとも言へようが、太子傳略にも其の事はない。是等の點から考へると、聖徳太子が伊豫に行啓あつて碑を建てられたといふ事は中央に知られてゐなかつたに相違ない。とすると、これは何としても疑はしい話である。若し事實風土記にあの通りの記事があつたとすれば、それは碑文から寫したといふ事になるが、碑文があつたのならば風土記に「現ニ存ス」とか或は「既ニ存セス」とかあるべき筈なのに、それすら無い。

其の外又此の碑文には「後定君子、幸無蚩啖也」とある。これは如何にも太子自撰の文らしいが、遡つて初めの方を見ると「我法王大王」とある。或はこれも助けて言へば、碑文記云の次の序文だけは扈從者が書いたものであるとも釋けるが、法王といふ稱號は俗界の天皇に對する容易ならぬものであつて、さうした法王號を太子がお受けになつたとは日本紀などにも書かれてない。とすれば、さうした僭稱を扈從者が碑文に書き加へる事を甘んじてお許しになつたかど

うか。法王號の辭退といふ事も信ぜられないが、御辭退あつたものを書き込むのも奇怪である。聖徳太子を法王と申す記例は、法王帝説が最も古いが、其の外には餘り聞かない事である。

次に又、實際湯岡碑といふものがあつて、それに碑文が刻まれたとすれば、堅い石にあれだけの文章を小字で刻み込むのは、専門家でなければ出来ない仕事である。ところが其の様な専門家が朝鮮から來て、伊豫あたりの偏僻に居たかどうか、それも甚だ疑問である。そこで色々考へて見ると、恐らく太子が碑を建てられたといふ傳説だけがあつて、實際は碑が無かつたのを、後になつて書き仮めたものではなからうか。仙覺の萬葉抄には、碑文記云々以下の文が無いところを見ると、節略ではなく其れが原本なのであらう。其の上また法興六年といふ記載は外のものに見えない。先年天徳號のある寫經が出た事があつたが、これは極めて少い例である。恐らく碑文記云の文は法王帝説によつて後に作られたものではあるまいかと考へる。以上風土記について聊か余の研究したところを申し述べた次第である。(文責在記者)

吾兒の少年航空隊に入れる時詠める

中村 雄 一

時はいまだ常陸兒吾子よみ空守りて

皇國につくせ生きのかぎりを